

府中四谷五丁目地区景観協定

決定年月日	平成25年7月23日
認可年月日	平成25年9月25日
名 称	府中四谷五丁目地区景観協定
位 置	府中市四谷五丁目8番30、95及び97
面 積	10,756平方メートル
有効期間	平成25年9月27日より10年間



- ☆ 景観協定とは、景観法に基づき、良好な景観を形成するため、皆さんで地域の実情に応じたきめ細かな取り決めを行って頂くものです。
- ☆ ここでは、府中市内における景観協定の事例を紹介します。詳細は、府中市都市整備部計画課に備え置く図書を縦覧してください。
- ☆ お問い合わせは、府中市役所7階都市整備部計画課までお願いします。
電話：042-335-4412 E-mail：TOSIKEIO1@city.fuchu.tokyo.jp

	<p>線までの距離は、0.6m以上とする。</p> <p>(4) 別図2に表示する4号壁面線が定められている部分における隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。</p> <p>(5) 壁面線が定められている部分以外の道路境界線までの距離は、0.5m以上とする。</p> <p>(6) 前各号の規定に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。</p> <p>ア 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下でかつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの。</p> <p>イ 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの。</p>
--	---

■工作物の位置、規模、構造、用途及び形態意匠に関する基準■

壁面後退区域内の工作物の設置の制限	壁面の位置の制限区域のうち、道路に面する敷地の部分で 緑を配置した環境緑地及び歩道状空地の区域には、門・塀・その他の工作物は設置してはならない。ただし、電柱及び緑化に寄与するものはこの限りではない。
垣及び柵の構造	道路に面して設ける垣又はさく（門柱、自動車車庫出入口は除く）の構造は、生垣又は透過性を有するフェンスとしなければならない。ただし、垣又はさくの基礎の部分のうち、高さ0.4メートル以下の部分については、この限りではない。
屋外照明	屋外照明は、夜間における防犯、安全性を考慮し、敷地内通路、駐車場及び駐輪場等の屋外空間において、適切な配置を行うものとする。また、形態や意匠は、周辺環境との調和に配慮するものとする。
通信アンテナ等の設備機器類	建築物の屋上に設置する通信アンテナ等の設備機器類は、集約化に努める。

■緑化に関する基準■

自主管理緑地	<p>自主管理緑地は、四谷下堰緑地及び環境緑地と一体的・連続的な緑地環境を形成し、適切な維持・管理を行い、地域の特性を生かした緑の拠点となるよう、デザイン等について次の事項に配慮するものとする。</p> <p>① 北側の四谷下堰緑地と自主管理緑地との境界部分には、柵及びフェンス等の障害物を設けてはならない。</p> <p>② 四谷下堰緑地から自主管理緑地への通行を妨げてならないものとする。</p> <p>③ 自主管理緑地の造りこみ及び植栽の選定は、四谷下堰緑地と調和させ、違和感のないものとする。</p> <p>④ 不特定多数の利用者が快適に利用できるよう、日常一般に公開される状態を保全し、植栽等の適正な維持・管理や安全性の確保に努める。</p>
緑化	A地区内でB地区に接する部分は、幅30センチメートル以上の緑化を行う。
環境緑地	1 環境緑地においては、別図3に示す敷地の道路に接する部分の長さの2分の1を超える部分に、魅力的な植栽を行うものとする。ただし、敷地の道路に接する部分の長さが9m未満で、車両等の出入口を確保することにより環境緑地の2分の1を超える部分に植栽が困難な場合、擁壁の設置等により環境緑地内に植栽を行うことが困難な場合等、やむを得ない理由があるときは、敷地内に同等の緑化を行うことでこれに代えることができるものとする。

